

## 指名停止の状況

業者名	本店所在地	排除措置(指名停止)の期間	該当事項	排除措置(指名停止)の理由
昭和土建株式会社	愛知県	平成21年2月25日から平成21年8月24日(6ヶ月) (但し、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該排除措置を継続します。)	「名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」第4条第1項及び別表第4号	愛知県警本部より、「法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等」に該当するとして排除要請があったため。

(参考)

名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領 別表第4号

排除措置(指名停止)要件	期 間
別表第4号 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	当該認定をした日から6か月 (但し、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該排除措置を継続する。)